自主点検表兼確認表　指定申請用　[夜間対応型訪問介護]

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 事業所名 | 職名 | 事業所対応者 | 確認日 | 確認者 |
|  |  |  |  |  |

|  |
| --- |
| 設　備　に　関　す　る　基　準　 |
| 区　分 | 自　主　点　検　項　目 | 自主点検※１ | 確認欄※２ | 備　　　　考 |
| 一般 | 事業所所在地の住所に誤りはないか。 | □ | □ | 申請書の記載住所と現地に誤りがないこと。 |
| 住居兼事業所の場合、入口・事業所等が明確に区分されているか。 | □ | □ | サービスの提供に支障がない構造になっていること。 |
| 相談スペース | 遮へい物の設置等により、相談内容が漏えいしないように配慮されているか。 | □ | □ |  |
| 机、イス等は備えているか。 | □ | □ |  |
| 適当な広さはあるか。 | □ | □ |  |
| 事務室 | 記録保管庫、事務机等の必要な備品は備えているか。 | □ | □ | 設備備品一覧表により確認。 |
| 他の事業所の事務室と共用する場合、事務スペースは明確に分けられているか。 | □ | □ | 間仕切りや机を離す等により分けられていること。 |
| 適当な広さはあるか。 | □ | □ |  |
| 設備 | ①利用者からの心身の状況等の情報を蓄積することができる機器等、及び②随時適切に利用者からの通報を受けることができる通信機器等は設置されているか（適切に利用者の心身の状況等の情報を蓄積するための体制を確保している場合であって、オペレーターが当該情報を常時閲覧できる場合は①を設置しないことができる）。 | □ | □ |  |
| 利用者に配布するケアコール端末は準備されているか。 | □ | □ |  |
| トイレ | トイレは設けているか。 | □ | □ |  |
| 洗面設備 | 洗面設備は設けているか。また、手指を洗浄するための感染症予防設備等を備えているか。 | □ | □ |  |
| その他 | 建物の使用権原を有することの分かる書類（賃貸借契約書等の原本）を備えているか。 | □ | □ |  |
| 人　員　・　運　営　に　関　す　る　基　準 |
| 自　主　点　検　項　目 | 自主点検※１ | 確認欄※２ | 備　　　　考 |
| 従業者の雇用関係書類（原本）、資格関係書類は整備されているか。 | □ | □ |  |
| 運営規程の概要、従業員の勤務体制等の重要事項及び苦情の措置の概要を見やすい場所に掲示しているか。 | □ | □ |  |
| 電気、水道等の公共料金の契約はされているか。  | □ | □ |  |
| 重要事項説明書、契約書、個人情報使用同意書、苦情処理や事故発生時の対応関係書類（記録簿、マニュアル）等は整備されているか。 | □ | □ |  |

※１　自主点検欄は、事業者が自主点検の上、チェックしてください。

※２　確認欄は、市が聞き取りや現地確認等によりチェックします。

他法令確認表　　[夜間対応型訪問介護]

|  |  |
| --- | --- |
| 要確認事項 | 確認内容（協議、確認状況を申請者において記入のこと） |
| 　建物が建築基準法、都市計画法、消防法等に適合しているか。 |  |
| １　建築担当課等との協議状況・新築等の場合～自己所有、賃貸を問わず建築基準法に基づく建築確認及び検査済証の交付を受けたものであること・改修等の場合～建築基準法の手続き（用途変更等）を確認し、手続きが必要な場合、完了したものであること | 申請者（確認した者）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（TEL）　　　　　　　　　　　　　　　　協議日時　　　　年　　　月　　　日　担当部署等　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（TEL）　　　　　　　　　　　　　　　　確認内容 |
| ２　消防担当課との協議状況・新築・改修等される建物について、消防署と消防設備・避難設備等について、協議調整したものであること。・消防法の手続きを確認し、手続きが必要な場合、手続きを完了したものであること。 | 申請者（確認した者）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（TEL）　　　　　　　　　　　　　　　　協議日時　　　　年　　　月　　　日　担当部署等　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（TEL）　　　　　　　　　　　　　　　　確認内容 |
| ３　その他関係法令 | 申請者（確認した者）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（TEL）　　　　　　　　　　　　　　　　協議日時　　　　年　　　月　　　日　担当部署等　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（TEL）　　　　　　　　　　　　　　　　確認内容 |

※上記担当部署との協議に使用した建築図面は、申請内容と同一であること。